

「指定介護予防特定福祉用具販売」「指定特定福祉用具販売」

## 福祉用具貸与事業所 檜の木

### 重要事項説明書

当事業所は介護保険の指定を受けています。  
(山形市指定 第0670103787号)

当事業所はご契約者に対して指定介護予防特定福祉用具販売および指定特定福祉用具販売サービスを提供します。事業所の概要や提供されるサービスの内容、契約上ご注意いただきたいことを次の通り説明します。

## 1. 事業者

- (1) 法人名 大和メディカル株式会社
- (2) 法人所在地 山形県山形市あかねヶ丘二丁目10番56号
- (3) 電話番号 023-644-0325
- (4) 代表者氏名 代表取締役 富樫 正彦
- (5) 設立年月 平成23年10月3日

## 2. 事業所の概要

- (1) 事業所の種類 指定介護予防福祉用具貸与・指定福祉用具貸与  
指定介護予防特定福祉用具販売・指定特定福祉用具販売
- (2) 事業の目的  
大和メディカル株式会社が設置する指定福祉用具貸与事業所の檜の木が行う、指定特定福祉用具販売（指定介護予防特定福祉用具販売）の事業の適正な運営を確保するために、人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の専門相談員が要介護状態又は要支援状態にある者に対し、適正な事業を提供することを目的とする。
- (3) 事業所の名称 福祉用具貸与事業所檜の木  
令和2年2月25日指定更新（山形市指定 第0670103787号）
- (4) 事業所の所在地 山形県山形市上町四丁目6番24号
- (5) 電話番号 023-644-3364
- (6) 管理者 庄司 秀男
- (7) 当事業所の運営方針
  - 1. 利用者等の心身の特性を踏まえて、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境等を踏まえた適切な福祉用具の選定、取付け、調整等を行い、特定福祉用具を販売することにより、利用者の日常生活上の便宜を図り、その機能訓練に資するとともに、利用者を介護する者の負担の軽減を図るよう援助します。
  - 2. 事業を実施に当たっては、関係市町村、地域包括支援センター、居宅介護支援事業者などの地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めます。
- (8) 開設年月 平成26年3月1日
- (9) 当社が行っている他の業務  
当社では、次の事業もあわせて実施しています。  
住宅型有料老人ホーム 通所介護 介護予防通所介護  
訪問看護 介護予防訪問看護 訪問介護 介護予防訪問介護  
定期巡回・随時対応型訪問介護看護 サービス付き高齢者向け住宅  
看護小規模多機能型居宅介護

### 3. 事業実施地域及び営業時間

(1) 通常の事業の実施地域 山形市

(2) 営業日及び営業時間

営業日	月曜～金曜日（祝日及び12月30日～1月3日除く）
営業時間	月曜～金曜日 8時30分～17時15分

尚、緊急時は営業日等に関わらず、常時担当者が携帯電話等により連絡を取ることができ、必要に応じて相談に応じることができる体制を整えています。

### 4. 職員の体制

当事業所では、以下の職種の職員を配置しています。

<主な職員の配置状況>※職員の配置については、指定基準を遵守しています。

1. 管理者 1人以上 事業所の管理
2. 福祉用具専門相談員 2人以上 福祉用具販売の提供にあたる

### 5. 取扱種目

当事業所で取り扱う種目は下記のとおりです。

- 1) 腰掛便座
- 2) 自動排泄処理装置の交換可能部品
- 3) 入浴補助用具
- 4) 簡易浴槽
- 5) 移動用リフトのつり具の部分

### 6. 事業の提供方法

- (1) 専門相談員は特定福祉用具販売計画を作成し、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえ、目録等の文書を示して特定福祉用具の機能、使用方法、利用料等に関する情報等を説明し、利用者又はその家族の同意を得ます。
- (2) 販売する福祉用具の機能、安全性、衛生状態等に関し点検を行います。
- (3) 専門相談員が利用者等の状態に応じ、納品時に福祉用具の調整等を行い、使用方法、使用上の留意事項等を記載した文書を交付し、十分な説明を行った上で使用方法の指導を行います。
- (4) 事業所は、正当な理由なく指定特定福祉用具の提供を拒みません。

### 7. 利用料金

(1) 一部の福祉用具に係る貸与と販売の選択制

①選択制の対象福祉用具の提供に当たっては、福祉用具貸与または特定福祉用具販売のいずれかを利用者が選択できることについて、利用者等に対し、メリットおよびデメリットを含め十分説明を行うとともに、利用者の選択に当たって必要な情報を提供し、医師や専門職の意見、利用者の身体状況等を踏まえ、提案を行います。

②選択制の対象福祉用具の提供に当たっては、特定福祉用具販売計画の作成後、目標の達成状況を確認させていただきます。また、利用者等からの要請等に応じて、販売した福祉用具の使用状況を確認し、必要な場合は、使用方法の指導、修理等（メンテナンス）を行います。

なおその際の費用については実費となります。

## (2) 利用料金

1) 特定福祉用具販売カタログによる

## (3) 交通費

通常の事業の実施地域を越えて行う指定特定福祉用具販売に要した交通費は1回300円を徴収させていただきます。

ただし、この支払いを受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に説明をした上で、支払いに同意する旨の文書に署名（記名押印）を受けるとします。

## 8. 利用料金のお支払い方法

利用者は1ヶ月分のサービス利用料を、事業者が発行する利用料請求書に基づき、翌月26日までに以下のいずれかの方法でお支払いください。

ア. 下記指定口座への振込み

庄内銀行 あかねヶ丘支店

普通預金 1019761

大和メディカル株式会社 介護事業部 榎の木

代表取締役 富榎正彦

イ. 金融機関口座からの自動引き落とし

## 9. 商品の納入、搬出の日時

商品の納入の日時につきましては、お客様の希望に従って行いますのでご指示ください。

## 10. 秘密の保持と個人情報の保護について

(1) 管理者及び専門相談員は正当な理由なく、業務上知り得た利用者様又はそのご家族様の秘密は漏らしません。

(2) サービス担当者会議等において利用者様やご家族様の個人情報をを用いる場合は当該家族の同意をあらかじめ文書により得ます。

## 1 1. 事故発生時の対応

1. 専門相談員等は、事業の提供により事故が発生したときは、速やかに主治医に連絡し適切な措置を講ずるとともに、管理者の指示に従い、市町村、当該利用者の家族、当該利用者に係る居宅介護支援事業者、介護予防支援事業者等に報告を行います。
2. 事業所は、事故の状況や事故に際して取った処置について記録するとともに、事故発生の原因を解明し、再発生を防ぐための対策を講じます。
3. 事業者は指定特定福祉用具販売の提供により利用者に賠償すべき事故が発生した場合は、その損害を賠償します。

## 1 2. 業務継続に向けた取り組み

事業所は、感染症や災害が発生した場合であっても、必要な介護サービスが継続的に提供できるよう、業務継続に向けた計画等の策定、研修、訓練（シミュレーション）を実施します。

## 1 3. 高齢者虐待防止

虐待は、介護保険法の目的の一つである高齢者の尊厳の保持や、高齢者の人格の尊重に深刻な影響を及ぼす可能性が高く、事業所は虐待の防止のために必要な措置を講じることを義務となります。

虐待が発生した場合には速やかに市町村の窓口に通報し、当該通報の手続きが迅速かつ適切に行われるよう、市町村等が行う虐待等に対する調査等に協力することに努めます。

## 1 4. 電磁的方法について

利用者及びその家族等の利便性向上並びに事業所の業務負担軽減等の観点から、書面で行うことが規定されている又は想定される交付等については、事前に利用者等の承諾を得た上で電磁的方法により行うことがあります。

## 1 5. PDCA サイクルの推進

事業所は介護保険関連情報等を活用し事業所単位でPDCAサイクルを構築・推進することにより、提供するサービスの質の向上に努めます。

## 1 6. 特定福祉用具販売計画の実施状況の把握

特定福祉用具販売計画の作成後、6か月以内に当該特定福祉用具販売の実施状況の把握（モニタリング）を実施し、福祉用具サービス計画の目標の達成状況を確認いたします。

なお、モニタリングの結果を記録した記録については、担当の指定居宅介護支援事業者に報告いたします。

## 17. 苦情の受付について

### (1) 当事業所における苦情の受付

当事業所における苦情やご相談は以下の専用窓口で受け付けます。

○苦情受付窓口（担当者） 管理者 庄司 秀男

○受付時間 毎週月曜日～金曜日（祝日及び12月30日～1月3日除く）

8：30～17：15

### (2) 行政機関その他苦情受付機関

山形市福祉推進部指導監査課	所在地 山形市旅籠町2-3-25 電話番号 023-641-1212（代表）
山形県国民健康団体連合会 介護保険課介護サービス推進室	所在地 寒河江市大字寒河江字久保6番地 電話番号 0237-87-8006（苦情・相談専用） 受付時間 午前9時～午後4時（月～金曜日） （祝日及び12月29日から1月3日までを除く）

### (3) 苦情に対する処理体制・手順

- 苦情又は相談があった場合、利用者の状況を詳細に把握するよう、必要に応じ状況の聞き取りのための訪問を実施し、事実の確認を行います。
- 相談担当者は、把握した状況を事業所内で検討を行い、迅速に対応をします。  
また、その原因を解明し、職員全員に周知し再発を防止します。
- 受け付けた苦情又は相談内容の記録を整備し、その完結の日から5年間保存します。
- 対応内容に基づき、必要に応じて関係者への連絡調整を行うとともに、利用者へは必ず対応方法を含めた結果報告を行います。

指定介護予防特定福祉用具販売サービスまたは指定特定福祉用具販売サービスの提供の開始に際し、本書面に基づき重要事項の説明を行いました。

令和 年 月 日

事業所所在地	山形県山形市上町四丁目6番24号
事業所名	福祉用具貸与事業所檜の木
管理者氏名	管理者 庄司 秀男
説明者氏名	

上記内容の説明を事業所から受け、指定介護予防特定福祉用具販売サービスまたは指定特定福祉用具販売サービスの提供開始に同意しました。

令和 年 月 日

利用者住所	
利用者氏名	
代理人住所	
代理人氏名	

平成26年 3月 1日作成

令和 3年 4月 1日一部改訂

令和 6年 4月 1日一部改訂